

平成30年度さぬき市教育委員会第9回定例会会議録

1 日 時	平成30年12月25日(火) 開 会 午後 3時01分 閉 会 午後 4時44分			
2 場 所	さぬき市教育委員会事務局会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 眞部 万里子	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	中野 敏記	
		教育総務課長	間嶋 文一	
		学校教育課長	山下 隆則	
		生涯学習課長	細川 史朗	
		幼保連携推進室長	富田 克美	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎(会議録作成者)	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		平成30年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		平成30年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第5		教育長の報告	—	公開
日程第6	報告第42号	さぬき市奨学生の選考に係る基準について	—	公開
日程第7	議案第22号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく意見について	原案可決	公開
日程第8	議案第23号	さぬき市教育委員会公告式規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第9	議案第24号	さぬき市教育委員会公印規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第10	議案第25号	さぬき市立幼稚園入園区域及び小・中学校通学区域に関する規則及びさぬき市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について	原案可決	公開

日程第 11	議案第 26 号	さぬき市少年育成センター条例施行規則及び さぬき市 B & G 海洋センター条例施行規則の 一部改正について	原案可決	公開
日程第 12	議案第 27 号	さぬき市立幼稚園規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第 13	報告第 43 号	さぬき市立学校県費負担教職員への措置につ いて	—	非公開
資料説明				
5	会議録署名委員	安藤 正倫、徳田 二三男		
6	特記事項	なし		
7	会議内容			
開 会				
教育総務課長	<p>それでは、ただ今から、平成 30 年度さぬき市教育委員会第 9 回定例会を開 会いたします。</p> <p>今回から開会の御挨拶を、教育長をはじめ、教育委員の皆様持ち回りで願 いすることとなっています。</p> <p>今回につきましては、徳田委員から開会に当たっての御挨拶をお願いします。</p>			
委員	(挨拶)			
教育総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以後の議事進行につきましては、教育長をお願いいたします。</p>			
教育長	<p>それでは、開会します。</p> <p>まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。</p>			
教育総務課長	本日、傍聴申請は、ありません。			
教育長	<p>ここで、報告第 43 号は、人事に関する案件であることから、非公開とすべ きと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>報告第 43 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませ んか。</p>			
各委員	異議なし。			
教育長	<p>異議なしと認めます。よって、報告第 43 号の審議は、非公開で行います。</p> <p>それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。この議事 日程について、御異議ありませんか。</p>			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のと おりとします。			
日程第 1 会期の決定について				
教育長	<p>日程第 1 「会期の決定について」に入ります。</p> <p>本会議の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありま せんか。</p>			

各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に徳田委員を指名します。よろしくお願ひします。
日程第3 平成30年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成30年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 平成30年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成30年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第5 教育長の報告	
教育長	日程第5「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げさせます。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (平成30年11月27日から平成30年12月24日までの間に締結した教育施設の整備等に係る契約について報告した。) 報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。)

	報告事項4 その他 (請願・陳情・要望等の受理について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	12月19日、さぬき南幼稚園ふれ合いあそびというのは、どういった内容であったのでしょうか。
教育長	もちつきのほか、祖父母を交えて、コマ回しやあやとりなど昔遊びの伝承を行いました。
委員	12月2日、高知市のさぬき市教育会現地研修会というのは、どういった研修であったのでしょうか。
教育長	高知県立高知城歴史博物館と坂本龍馬像を訪れ、高知市の歴史などを研修してきました。
委員	12月13日、さぬき市小・中・高等学校生徒指導主事警察等連絡会は、どういった会であったのでしょうか。
教育長	以前は、義務教育は義務教育、高校は高校で分かれて行っていたのですが、数年前から小中高と警察の関係者が集まって情報交換をし、また、市内4つの高校の生徒指導主事の方から適切なアドバイスをいただいたり、現状を聴くことによって連携を深めることを目的として会議を開催しています。
委員	12月12日、第3回東かがわ・さぬき地域の今後の県立高校の在り方に関する懇談会についてですが、高等学校再編の最終的な年度などは決まっているのでしょうか。
教育長	そのあたりの計画は、まったくありません。また、どの高校がどうなるかということも分かりません。この会は、地域の人が何を望んでいるかを聴くための会という位置付けです。高校再編に関する全国の事例を紹介した上で、東かがわ・さぬき地域の人が、4つの県立高校の在り方としてどういうことを望むか、自由に意見を言う会でした。ですから、4校を何校にするとか、そういうこともまだ分かりません。
委員	報告事項2、臨時職員の採用についてですが、新しく来られるスクールソーシャルワーカーの方の経歴を教えてください。
学校教育課長	音楽教室をしながら不登校の子どもとかかわり、その後、三木町の適応指導教室に勤められ、現在は、志度放課後児童クラブで指導員をされています。精神保健福祉士の資格を平成30年に取得されました。
教育長	ほかにありませんか。 御質問等が無いようですので、次に移ります。
日程第6 報告第42号 さぬき市奨学生の選考に係る基準について	
教育長	日程第6、報告第42号「さぬき市奨学生の選考に係る基準について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。

委員	所得が高ければ、貸与の対象とならないということですか。
教育総務課長	そうです。家族構成等にもよりますが、世帯の収入から控除額を除いた残りが、別表1の基準額を上回れば貸与の対象としないということです。一昨年度まではこういう基準が無かったので、例えば、同じ所得であっても、申込が多ければ不採用になり、少なければ採用になるというようなことがありました。年度によって、去年は採用となったが今年はダメだったというような状況があったのを、一定の基準を設けることによって防ぐということです。また、この基準の額については、昨年度3案ほどお示しした中の1案を採用したものです。
委員	例えば、父親だけが働いて、子どもが大学に行く。母親は家にいるといった場合、具体的にどの程度の収入があれば貸与の対象にならないというのは、分かりますか。
事務局	今提示された家族構成では計算していませんが、例えば、本人が私立の大学に自宅外から通学する場合で、両親と中学生の第1人がいると仮定した場合、大体、両親の収入が840万円程度以内であれば基準内となります。
委員	平成30年度奨学生の選考の際には、対象外となった方が何人かいたということですね。
教育総務課長	基準を超えた例が3件ありました。
教育長	ほかにありませんか。 それでは、本案は報告のみの案件ですので、次に移ります。
日程第7 議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく意見について	
教育長	日程第7、議案第22号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に基づく意見について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
幼保連携推進室長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	要するに、幼保連携型認定こども園は市長の所管だけれども、教育委員会からも指導等ができるようにするための法的な整備ということなんですね。
幼保連携推進室長	今回の議案は、そのための規則を制定することについて、教育委員会として同意することを求めるという内容です。 具体的には、1号で定める「幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項」というのは、幼稚園でいうところの教育計画になるかと思います。また、2号に定める「幼保連携型認定こども園の教職員の資質向上に係る研修及び指導に関する事」は、幼稚園訪問のようなことを想定しています。
教育長	ほかにありませんか。 御質問、御意見等が無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 8 議案第 2 3 号 さぬき市教育委員会公告式規則の一部改正について	
教育長	日程第 8、議案第 2 3 号「さぬき市教育委員会公告式規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	教育委員会事務局の場所が変わったら、また、この規則を改正するのですか。
教育総務課長	そうです。教育委員会に関係する公告を市役所本庁と総合支所だけで行い、現に教育委員会がある場所で何もしないというのは不都合があるということで、今回の規則改正を行っています。ですから、教育委員会事務局の場所が移れば、再度この規則を改正することとなります。
教育長	御質問、御意見等は、ありませんか。 無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 9 議案第 2 4 号 さぬき市教育委員会公印規則の一部改正について	
教育長	日程第 9、議案第 2 4 号「さぬき市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等が無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 0 議案第 2 5 号 さぬき市立幼稚園入園区域及び小・中学校通学区域に関する規則及びさぬき市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について	
教育長	日程第 1 0、議案第 2 5 号「さぬき市立幼稚園入園区域及び小・中学校通学区域に関する規則及びさぬき市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。

教育長	この改正により、市内在住であれば、原則的には、どこの幼稚園に行ってもよいということになります。
幼保連携推進室長	そうです。ただし、所管部局としては、幼稚園は、あくまで小学校につながるというものであるということを説明して、全く自由にすることではなく、これまでも指定園区を変更して幼稚園に通っている例が毎年13件程度ありますが、そういった事情のある場合に限定していきたいと考えています。
教育長	御質問、御意見等は、ありませんか。 無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第26号 さぬき市少年育成センター条例施行規則及びさぬき市B&G海洋センター条例施行規則の一部改正について	
教育長	日程第11、議案第26号「さぬき市少年育成センター条例施行規則及びさぬき市B&G海洋センター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	用語の統一ということで、少年育成センター条例施行規則の方は、「幼稚園及び学校」が「学校」に変わっている。また、B&G海洋センター条例施行規則の方は、「小・中学校」が「小学校及び中学校」になっている。こういうのは、例規の中では全て統一されているのですか。
事務局	「小・中学校」ですが、現実には、他の例規において、この表記はまだ残っているのですが、例規上、この表記はあまり好ましくないと考えており、今回のように改正の機会があるときに、併せて修正するようにしています。 また、「幼稚園及び学校」を「学校」とするのは、学校教育法においても幼稚園は学校の一つの規定されていることから、それに合わせました。また、少年育成センターの委員長及び委員については、実態として、学校の教職員の中から任命するとすれば、幼小中、高等学校、さらに県内にあるとすれば特別支援学校、高等専門学校の教職員であるので、限定的に規定しようということで、今回そのような表現に変えています。
教育長	ほかにありませんか。 御質問、御意見等が無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第27号 さぬき市立幼稚園規則の一部改正について	
教育長	日程第12、議案第27号「さぬき市立幼稚園規則の一部改正について」を

	議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
幼保連携推進室長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	説明の中で、「保護者の心情に配慮して」とありましたが、どういう意味でしょうか。
幼保連携推進室長	平成27年に子ども・子育て支援法が施行された際には、本規則の第9条第3項において「事業所利用不承諾書」という文言を使っていたのですが、これを「施設利用保留通知書」に改めます。「不承諾」という言葉が、保護者に対してきついということで、改正するものです。
委員	「事業所」を「施設」に変える理由は、何ですか。
幼保連携推進室長	現在、幼稚園は株式会社でも運営できることになっており、そういった場合には「事業所」という文言であっても違和感が無いのかもしれませんが、さぬき市の場合は、そういった例がないので、「施設」の方がより適切ではないかということで、今回改めるものです。
教育長	ほかにありませんか。 御質問、御意見等が無いようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明をお願いします。
(1) 平成30年さぬき市議会第4回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
教育部長	平成30年さぬき市議会第4回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について説明した。
(2) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について説明した。
(3) 区域外就学等について	
学校教育課長	区域外就学等について説明した。
(4) 平成31年度臨時職員等の募集について(教育委員会事務局)	
学校教育課長	平成31年度臨時職員等の募集について(教育委員会事務局)を説明した。
(5) 平成31年度臨時職員等の募集について(幼稚園・保育所・認定こども園)	

幼保連携推進室長	平成31年度臨時職員等の募集について（幼稚園・保育所・認定こども園）を説明した。
（6） 第17回さぬき市美術展覧会について	
生涯学習課長	第17回さぬき市美術展覧会についてを説明した。
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第13 報告第43号 さぬき市立学校県費負担教職員への措置について	
	・・・(非公開審議)・・・ 案件について、報告を行った。
教育長	非公開を解きます。
教育長	その他について、事務局から説明を求めます。
教育総務課長	さぬき市教育振興基本計画（素案）について説明した。
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	第10回：平成31年1月29日（火）午後1時00分開会で決定した。
教育長	（閉会の挨拶）
8 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成30年度さぬき市教育委員会第9回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成31年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員